

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
—バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を 利用した育児カウンセリングの事例研究 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

森 田 健 宏

Abstract

This article reports on the counseling process using the “Image Drawing Method”, of a mother who complains of multiple childcare stress for one year. In this paper I would like to consider the validity of the Image Drawing Method especially in cases of the initial process of the counseling, intake interview, and limited counseling. We know that there are parents who can't explain their concerns fully because of their worry and strain, for example, in a situation of health examination for infants. In these cases I often use “the balloon-imaged drawing method” for parents when I understand they are under stress. Drawing balloons which show their emotions, human-relations, and stress make it easier to explain their confused stressed minds. The image drawing method is used in this case not only in the early period but also in the later counseling processes. This counseling process is divided into 5 sections : 1) Introduction period, 2) The period which solves bad terms between the client and her husband, 3) The period which makes fulfillment of client's mind and deters child abuse by using token economy, 4) The period which seeks independence, 5) The period which confronts and compromises with her mother.

The main process and consideration is as follows ; (1) In the early period, drawing a balloon image has made her childcare stress clear. Moreover it was considered that her stress led to child abuse. (2) Using balloon image, we can decide how to deal with her stress. One stress was that her husband didn't show leadership in the home, and she always compared him with her father. Another issue was her pressured mind which was caused by her mother, because she didn't have a period of rebelliousness in her growing-up process. Then she tried to change her idea to have leadership herself too, and also tried to join the ballet-school in order to recover composure and deter child abuse. These efforts made her presence of mind clearer. In this case, we found a certain validity of the balloon image drawing method in several processes of the counseling. However, it was considered that the balloon often causes fractured images. If we use this method, we must pay attention to clients' character and guidance.

1. 問題

1.1. 現在の育児支援施策と育児相談の実情について

現在、日本の母子保健事業は、1961年より実施されるようになった乳幼児健康診査以来、乳幼児の死亡率が著しく低下していることや、また、近年における複雑な社会構造の中、医療や福祉、教育機関などが連携をとりながらのチームケア体制がとられるようになり始めたこと、さらには、平成16年度までの具体的な子育て支援施策を盛り込んだ新エンゼルプランなど、様々な施策によって、世界的に非常に高い水準のものとなってきている。ところが、このような子育てに安心して取り組めるようなシステムの充実によって、出産や育児への志向が高まってきたとは言い難く、合計特殊出生率の著しい低下、若者の晩婚・非婚化の比率上昇など、制度の充実に見合わない結果が数多く報告されている。このような事態の背景には、例えば育児休暇制度の実質的な効力の低さ、税制優遇や手当など自己申告型各種制度による利用の困難さ、あるいは最近こそ緩和されてきてはいるが市町村の各部署における施策の重複による混乱、いわゆる縦割り行政の弊害が完全に解消されない状況など、すなわち、行政の視点とユーザである市民レベルの視点との乖離があったことが伺える。そこで、これからの育児支援施策については、制度の充実のみならず、人的環境を中心としたソフトウェアの充実とレベルの向上、さらには、ユーザレベルに基づくシステムの見直しが必要であると考えられる。

一方で、現在、出産や子育てに取り組んでいる保護者側の状況を詳しくみると、様々な育児支援制度の充実にも関わらず、問題が生じている事象は、経済的な支援制度や育児に関する相談体制のことなど、実は旧来とあまり変化していないと言われている。中でも、育児に関して悩みを抱く保護者は現在でも非常に多く、例えば、電話による育児相談などの件数は年々増加傾向にあるとされている(田中, 1997)。この点については様々な原因が考えられているが、現代の情報社会の中で育児に関する情報過多により、保護者に不安を生じさせているということも一因としてあげられている。代表的なものとしては、インターネットの普及により育児に関する様々な情報が入手できるものの、1つの問題に対し得られる回答が数多く、どの知見を利用すべきか、あるいは信用すべきかを悩んでしまうという報告が多い。また、高齢化社会による消費の流れに乗じて子育て環境がビジネスターゲットにもなっており、このことが育児に関する新たな悩みを生み出していることも考えられている。さらには、2006年より施行されている発達障害者支援法や学校教育における特別支援教育制度の導入などにより、軽度発達障害に関する認知度が高まってきていることから、今後、乳幼児期の相談においてもこれまで以上に専門的対応のニーズが増加してくることが想定される。

ところで、実際に保護者が育児について悩みを抱えた場合、誰に、又はどこに相談するのが良いと判断するのであろうか。もちろん、相談の内容により機関が異なるのであるが、程度により親や友人に相談することで安心できる場合もあれば、専門家の判断が必要な場合もある。

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

このうち、専門的な機関での相談を求める場合、どの機関が最適であるかの判断を果たして正しく行えるものであろうか。そこで、某県T市を例に育児に関する相談機関について市民日より等で紹介されているものを列挙すると、以下の通りとなる。

表1 T市の育児に関する主な相談機関（2003年度）

機 関 名	相談の機会	主な相談担当者
市役所 健康管理課	乳幼児健診 保健師訪問	保健師 心理士 栄養士
市役所 障害福祉課	相談窓口の設置	保健師 心理士 社会福祉士
社会福祉協議会	相談窓口の設置	家庭児童相談員
病院等医療機関	診療 一部相談制度有	医師 看護師
児童相談所	(原則として2次的対応)	ケースワーカー 保健師
幼稚園	教育相談機能の設置	幼稚園教諭
保育所	子育て支援機能の設置	保育士
公民館・児童館(生涯学習センター)	相談窓口の設置	社会教育主事
NPO機構	相談窓口の設置	NPO職員(多領域)
大学等の臨床心理相談室	相談窓口の設置	大学教員

上記のように、T市では育児に関する相談機関が多いため、どのような内容をどこに来談すればよいか、保護者には判断が難しいと思われる。このような現象はT市のみならず、多くの市町村でも同様に見られる。もちろん各機関においては、教育、保育、医療、福祉などそれぞれの立場の専門性をふまえて相談に取り組もうとしているのであるが、保護者側からはこのカテゴリーの違いこそが理解されがたいと思われる。また、これら機関全てが機能的に連携がとれているケースはまだ少なく、各機関における守秘義務のフィルタにより、実際に情報共有が機能しないことも少なくない。このことからわかるように、チームケア体制についても未だ多くの課題が残っている。

このような状況の中、著者は、およそ10年にわたり乳幼児健診において心理相談に携わってきたが、この立場における相談内容は主なものとして、(1)子どもの発達状況について、(2)育児の方法や関わりについて、(3)育児における親自身の問題について、など多岐にわたる。一般的に乳幼児健診における心理職の役割は、発達上の問題について早期発見・早期療育が推奨される中、主に発達スクリーニングであると思われがちであるが、近年では育児ストレスの訴えなどについても虐待ケースへ発展する可能性があることから、積極的に育児相談にも取り組むようになってきている。また、相談のスタイルもクライアントの希望により来談するケースもあれば、保健師からの斡旋により不本意ながら来談するケースもあり、必ずしも歓迎される立場ではないという難しさもある。あるいは、事後処遇についても、リハビリテーションセンターや医療機関などの高度専門機関への紹介を行うこともあれば、当該機関においてのケアが継続

的に求められる場合もある。このように、乳幼児健診における心理職には多様な役割が求められるのであるが、T市の場合、一日の健診で心理職2名体制であっても、心理職1名あたり10ケース程度は受け持つことになる。一方、乳幼児健診に訪れる保護者は、不安感や緊張感を抱いて訪れることが非常に多いとされ、ある育児雑誌では、乳幼児健診のイメージを「関所」に例えられているという記事までもある。そのため、スタッフの言動に保護者が必要以上に敏感になっていることを常に考慮に入れておかなければならない。さらに、個々の来談者からすれば、心理士が多くのケースを抱えている状況など関係なく、健診は誰にとっても一度限りの貴重な機会である。そのため、どの来談者にも有益で納得性の高い相談が求められるのである。そこで、相談の質を維持、向上させるためには、相談の内容を保護者、対象児の状況から見極めた上で、助言指導、経過観察、専門機関依頼といった心理学的所見および処遇意見を短時間に適切に判断できる能力が求められる。また、当該機関による経過観察と判断された場合、来庁している短時間に納得可能な方法で事情を理解をしてもらい、再来を求めるといふ、いわゆる「つなぐ」相談が必要となる。しかも、来談する保護者のセンシティブな状況下で助言指導を行うためには、理解の容易な助言スタイルなど、多くの工夫が求められるのである。

そこで本研究では、著者が乳幼児健診において相談を行ってきた中で、保護者が複合的な要因による育児ストレスを呈してきた場合に利用し、解決に至ったバルーン・イメージの描画を手がかりとした相談方法を紹介し、その効果と利用可能性について検討したい。

1.2. バルーン・イメージ描画法について

バルーン・イメージとは、その名称の通り、心的状況を風船に例えて、個々の心の状態や社会的関係、変化などについて、カウンセラーがクライアントの心的状況を把握したり、カウンセラーとクライアントが相談過程において相互理解を図るための1つの手がかり情報で、著者が1995年より臨床場面に導入してきた手法である。風船は、多くの人にとって幼少期に遊んだ経験がある玩具と思われ、そこから風船の状態や変化についても想起しやすいことから、こころの健康状態を直喩的にイメージしやすい有効な媒体であると考えている。特に、乳幼児健診に来談した保護者が緊張によって上手に説明ができないような状況に対し、イメージ描画による非言語的手段によって、言語化しにくいクライアントの想いの表出や発話が易化されることをめざして検討されたものである。なお、本方法では、特に、イメージをなるべくクライアント自身に表現してもらおう（語る・描く）点に配慮している。

この方法に関して、従来の心理療法やカウンセリングに関する諸理論と比較検討しようとするならば、イメージ療法がやや近いものとなる。Sheikh (2003)によると、イメージ療法として扱われる内容は非常に幅広く、催眠療法や精神分析などの各学派における実践的理論からエクササイズを導入したイメージ療法、さらにこれら原理を応用した芸術療法、遊戯療法まで様々なものがある。このようなイメージ療法について、藤原 (2005) は、「イメージ現象に焦点化

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

して、イメージを通じた手続きによる関わりを中心に構成された心理臨床援助の方法・技術である」と定義している。これらの技法については、クライアントが閉眼状況下で自由連想的に、また非指示的にイメージを語り展開していくという自由イメージ法によるものと、一定のイメージ内容を提示して行う指定イメージ法（例えば、壺イメージ法（田嶋，1989）や三角形イメージ体験法（藤原，2001）など）がある。その他、広義のイメージ療法として、言語的な面接をイメージとして聞き取っていくイメージ面接法や、行動療法の系統的脱感作法におけるイメージ脱感作、投影的検査法などもこれに相当するとされている。しかし、イメージ療法のスタンダードな理論や技法では、自由なイメージ想起による内的体験を重視しており、そのイメージ内容は日常的、具体的なものが扱われることが多い。このようにイメージ療法に関する様々な技法について比較検討すると、本方法は、指定イメージを提示して、場合によりイメージ操作を扱う点で三角形イメージ体験法に近い手法があり、また、具体物を用いてクライアントの内面の状態や特定の対象に対する感情などを図式的に表現させるという点で、図式的投影法（水島，1988）やFIT家族イメージ法（亀口，2003）と共通する手法が認められる。ただし、一般的なイメージ療法においては、セラピストの誘導による性急なイメージ化や描画、積極的な解釈を含む言語化などはあまり推奨されておらず、本方法が体系的なイメージ療法や技法の枠組みにおいて論拠を述べられるものではない。確かに、イメージの変化過程をクライアントと共に確認していくことを行う場合もあるが、イメージ操作による治療過程を重視する「療法」的なものよりは、あくまでも相談を円滑に進めるための「手がかり」的な意味合いが強いことを述べておきたい。

本方法の具体的な手順は次の通りである。まず、クライアントの発話内容からストレスとなる対象が示されていることを確認した上で、B5版の用紙1枚とクレヨン（やむを得ない場合、先の尖っていない短めの鉛筆）をクライアントに提示する。用紙にはあらかじめ四角形の枠が記されている。そこで、クライアントに対し次のような教示を行う。「それでは、今、あなたが話してくれたたくさんのつらい状況を絵に描いて考えてみることにしましょうか。」この時点で拒否、もしくは少しでも消極的な様子が見られた場合、中止とする。これまでの事例において、クライアントに積極性が見られる場合、この時点で自ら筆記具を持つことが多い。「さて、この四角形ですが、これをあなたのこのころの世界であると考えましょう。先ほどのお話の中では、つらいなあと思う出来事や人などがいろいろ出てきましたよね。どうやら、今、あなたのこのころの世界にはこのような出来事や人が登場しているようですね。それら1つ1つを風船に例えて描いてみましょうか。」これに続けて描画上の注意を告げる。「風船ですので、形はただの丸で結構です。風船はふくらんで大きくなったり、しぼんで小さくなったりもしますので、そんな様子も思い浮かべながら描いてみるといいかもしれませんね。ただし、ここに描く心の風船は頑丈なので簡単に割れたりはしませんので安心してくださいね。」と婉曲な注意と方向付けを行う。その後、描画に入る。「まず、あなた自身を風船に例えて丸で描いてみまし

ようか。」ここで、まずクライアント自身の描画内容について確認する。後にクライアントが修正をすることもあるため、この時点では原則として評価を行わないのであるが、極端な大・小、配置などが見られる場合は、自身についてのメッセージを早く話したい場合もあるため、即時評価をすることもある。「では、次に先ほどお話に出てきた人、または出来事を描いていきましょうか。」と伝え、順次描画していってもらおう。なお、描画内容の修正はどのように行ってもらっても良いし、風船が重なり合ったり、枠からはみ出してしまうことも、それぞれに意味があることも考えられるため否定しない。このような手続きにより描画が完成した後、「それではこれをもとに今の心の状況について一緒に考えてみましょうね。」と伝え、相談を進めていくというものである。

ただし、本方法についても他のイメージ療法と同様に、あらゆるクライアントに適用できるわけではなく、むしろ利用可能な対象を適切に判断した上で用いられなければならない。例えば、クライアントによっては導入時の注意にもかかわらず、どうしても「風船が割れる」というイメージを強く想起してしまい、危険な発想が生じる可能性もある。このことから、教示時の配慮や利用そのものを禁忌とすべきことも多くあり、この点については後の章で詳しく述べることにしたい。

以下、乳幼児健診において育児ストレスを主訴とする母親との相談事例を紹介し、本方法を利用したことを含めて解決に至った経緯と課題について検討していくこととする。

2. 事例

〈クライアント〉：N氏（32歳女性）（以下、C1と略記）

〈主訴〉：すぐイライラしてしまう。子どもが好きになれない。

〈家族構成〉：C1と夫（42歳）・第1子長男(Y児：1歳7か月)

〈生育歴および面接までの経緯〉：

父は教育職、母は華道家の家庭に生まれ育つ。C1は2人同胞第1子長女、5つ下の妹がいる。父はリーダーシップ性が強く、活動的で、家事にも自主的かつ積極的に取り組む方であったこと、非常に外向的であることが述べられている。母は、教育熱心で曲がったことが嫌い、母自身が良いと思うものを常に与えられ、わがママを聞いてもらったことはあまりなく、むしろ自分のわがママが通用すると思ったことがないという。妹は自分とは異なって、社交的で友達も多く、C1よりも自由奔放に育っていること、甘え上手であることなどを話している。C1は地元の公立幼・小・中・高を経て、最終学歴は地元の文系短期大学卒業で、進学先も母親の勧めであった。子どもの頃より読書好きで、あまり多くの友達と関わるのは得意でないこと、しかし、別段運動や外遊びが苦手ではなかったこと、ケンカをした経験はほとんど無く、父母以外から叱られた経験もほとんどないことが述べられていた。夫とは地元大手企業の研修所に一般事務

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
—バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

職として就業していたときに知り合い、交際期間もあまり長くなく、職業柄、特に周囲の反対もないまま結婚に至ったという。交際時の夫の印象は、非常に穏やかで人当たりも良く、ほのぼのとした人柄であったという。結婚後、およそ2年で第1子男児を出産する。その後、専業主婦として育児に専念しながら様々なストレスを抱えるようになり、来談日に至る。

〈来談に至る経緯（保健師による報告）〉

第1子出産後、T市の地区担当保健師による乳児健診の家庭訪問時より、CIが健診になんとなく好意的でないという印象を抱いていたという。家の中は清潔でとてもきれいに片付けられており、小さな子どもがいる家庭とは思えない様子であった。発達に関しては身体面・精神面ともに順調であったが、ややCIの育児態度に厳しさが伺え、心配であったという。約1年後、T市1歳6か月児健康診査をむかえ、来庁するも問診時の発達確認項目でY児がきちんと回答できなかったことにCIが慌ててしまい、さらに、怒った様子が見られたという。その後、保健師のすすめにより来談に至る。

〈問診担当保健師の処遇意見〉「心理相談勧奨」、「言語—社会性の発達（一）」

〈乳幼児健診時の小児科医の診断〉「異常認めず」特記事項無し

〈面接経過〉

以下、#は相談回数、「」はCIの発話、〈〉はカウンセラー（以下、Coと略記）の発話であることを示す。

第1期：「自分がしぼんでいる」（#1～#3）

#1（X年4月第1週）母子共に清楚な装いで来談。しかし、CIは少々興奮して疲れた様子であった。面談の内容から母親のみとの面談が適当と判断し、Y児の対応を遊具コーナーの保育士に委ねる。「(担当の)保健師の対応が冷たい」という第一声から面談が始まる。受容的対応でカルテに基づき聞き取りを行う。CI自身が日々家庭でイライラしていること、子どもが好きになれないこと、夫に失望していること、姑の干渉が強いこと、それらが積み重なってイライラ感が増していることなどが発話された。（多様な相談内容から短時間では難しく、再来予約相談につなぐべきと判断する）そこで、様々なストレスがあってイライラ感に至っていることを理解できると述べた上で、臨床像及び発話内容などから適用可能性を判断してイメージ描画へ導入した。（—導入教示を省略—）〈それでは、まず自分自身を描いてみましょうか？〉図1の通り、かなり小さい円描画である。〈あらら、少し遠慮なさっていますか？〉「いえ、私はこんなものかなって思って。」〈それでは、続けて先ほど挙げられたものも書き込んでみましょう。最初に……〉「子どもですね。」その後、夫、姑と描いていく。姑の際、「はみ出てもいいんですか？」と確認するので、問題ないことを伝える。描き終えた様子なので、〈それでいいでしょうか？〉と尋ねると、「本当はまだこの後ろにいっぱい続く感じなんですけどね」と枠の上辺部あたりを手で示す。〈なるほど、わかりました。では、とりあえず描かれたものから一緒

にお話をしていきたいと思います。率直に私の感想を申し上げますが、あなたに比べてお子さんや旦那さんがずいぶん大きいようですが。」「そうですね。乗かってこられる感じというか。」「そうですね。これだけ大きいのが乗かってきたら、しんどいでしょうね。それに本当は後ろにもまだあるんですよ。」このような会話が続き、CIは下を向き、時々、涙をこぼす。そこで、この機会では時間に制約があることから、再来相談枠でじっくりとお話を伺うことを提案する。CIの同意を得て、翌週の予約をとって相談を終える。

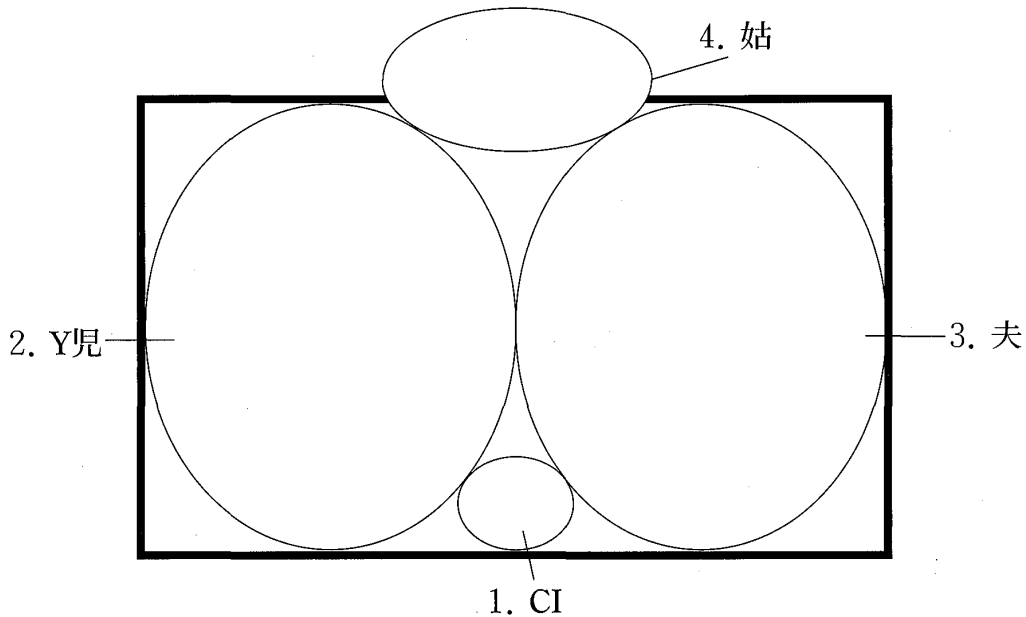


図1 第1回面談時に描かれたバルーン・イメージ

※カルテへの転記内容をもとに再現している。数字は、描画順序を示す。

#2 (X年4月第2週) 時間通りに母子共に来所する。前回カンファレンス時のCoの依頼により、Y児の対応を保健師に委ねて、#1同様、母親のみでの面談とした。そこで、CIは前述の生育歴に記した内容を話し、さらに、結婚生活に空虚感を抱いていること、妊娠は偶発でうれしくなかったが周囲の期待に応えなくてはならないと思っていたことなどが話された。その後、現状の話で、イライラ感の発生時や対処法などの話題に展開させたところ、「私、実は子どもをたたいてしまうんです。」とCIが告白する(Coは事前にカルテの【PHN申し送り欄】¹⁾により確認済)。この発話について、詳しく状況と心情を聴取したところ、CIの関わりがY児に通じないと感じたり、Y児の干渉でCIの思い通りに事が運ばないと感じたときに生じやすいという。また、日頃の夫の怠慢さに苛立ちを感じたときにも子どもにあたってしまうということも話されている。具体例として、部屋を掃除したばかりなのにY児が再び散らかした時をあげていた。さらに、CI自身の心情として、次のように述べている。「私は二重人格のような気がするんです。子どもに優しく接しようとする自分と、カッと我を忘れてしまう自分がいるような。」これに対し、受容的な対応をしながら、やはり解決すべき問題であることなどを

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

説明した。その後、児童相談所の相談窓口を紹介したが、Coとの継続相談を希望するということから、本務校の発達教育相談室へ移管させて相談を継続することとした。これは健診の再来相談が原則として1件あたり1・2回までで、その後は療育教室やグループワーク、専門機関などにつながるということの基本方針があること、また、子どもの発達上心配なケースの経過観察面談で今後予約が埋まりつつあることにもよる。

3 (X年4月第3週)

予約時間通りに来談する。Y児は子ども担当のセラピスト（以下、Thと略記）にプレイルームで対応と確認をしてもらい、CIとの面談を行う。はじめにCIの心の健康状態を確認したいと申し入れ、TEG検査²⁾を実施した。その後、CIの面前で採点を行い、簡単な範囲で説明を行った。TEG検査のプロフィールを図2に示す。

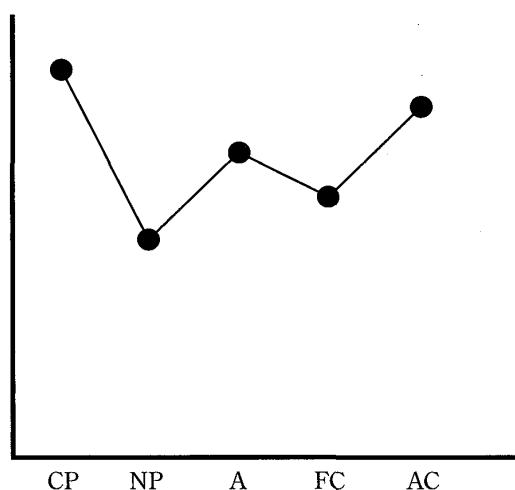


図2 第3回面接時のTEGのプロフィール

TEGの結果については、CIに不信感を抱かせることが極力無いよう、芦原（2001）に基づきW型の心的特徴を平易な表現で説明した。これに対し、CIは自分に養護的な気持ち（NP）が足りないのかもしれないこと、自分はいつもどこか冷めたところがあって一歩引いてしまうようなところがあること（A）、子どもの頃からずっとわがままを言うのが怖くて親の期待に合うような要求を出すふりをしてきたこと（FCとAC）などを話している。その後、前回のバルーンイメージ画をあわせて提示し、今後へ向けて次のような相談を行った。〈ここまでお話を伺ってきて、今後解決に向けてどのような相談を行っていくのがよいかを一緒に考えていきたいと思うんです。〉「はい。」〈まず、この前描いていただいた心の世界のイメージの絵なんですけど、やはりこのままではつらいですね。〉「ええ。」〈それで、この絵なんですけど、この先、放っておいたらどうなっていくのかを考えてみましょうか。この絵を見ながらイメージしてみてください。〉この時、CIに筆記具を提示しておき、イメージの変化をさらに描き込んでもら

っても良いこととした。「Yと夫の風船がどんどん大きくなっていくんじゃ……。」〈そうですか。それで?〉「私ますます押されていく。」〈なるほど。するとこの風船(CIの風船)は?〉「しぼんでしまう。私がどんどんしぼんでしまう。」〈そう思われるのですね。それは確かにつらい。そこで、考えないといけないことは、この風船がしぼまないことなんです。〉その後、このままでは周りの風船を小さくしようとしても事態は変わらないこと、あるいは、そもそも周囲に何かを変えさせるという考えに限界があることなど、認知的変容を促す助言を行い、今後は、(1)自分自身の風船イメージがしっかりとふくらんだ、張りのある、元気なものになることが必要であること、(2)そのことによって、周囲の風船が適度な大きさに変化していく(そのように世界観が変わる)ことを考え、CI自身の主体的な取り組みが望まれること、(3)子どもをたたく行為については、衝動と抑止の両方の感情を持ち合わせていることを自覚できていることから、当面はイライラ感が生じたときにCoのアドバイスを思い出して抑止に努めてほしいが、いずれ相談を通して変わっていく自分を信じるようにすること、などを説明した。それに対し、CIは「なんとなくはわかったのですが、具体的に何をすればいいのでしょうか。」と尋ねてきたことから、今後、Coが相談の状況に応じて宿題を出していくことを約束して面接を終えた。

第2期：「自分を再構築していくプロセス」(#4～#11)

この頃より、CIは相談のスタイルに慣れてきた様子で、子どもと離れて相談を行うことに不安な様子が見られなくなった。子ども担当のThからは、Y児についておびえや硬直などの様子は見られず、特にプレイ中から心配な事は確認されないが、多少、意思疎通の図りにくさがあることが報告されている。

#4 (X年5月第2週) ゴールデンウィーク中に、夫が勝手にカードでパソコンを買ってきたことに腹が立ったが何も言えなかったこと、夫の気分が乗らなくなると、CIにY児を押しつけてくるが、夫に対し反論できずにいたこと、などが発話された。

#5 (X年5月第3週) 夫が鯉のぼりの片付けをそのうちやると言っていたのに、その気配を見せないことに腹が立つこと、和室の電球がきれいでいるのに取り替えようとしないことにむなしさを感じるなどが話された。

この2回の相談では、子どもに関する言及はほとんど無く、夫に対する不満が中心であったが、中でも特徴的な言動として、(1)腹が立つという事象において、夫に対し適切な自己主張が見られないこと、(2)夫の役割的行動について強いこだわりがみられること、の2点があげられ、これらについて詳しく相談を進めることとした。その結果、(1)については、生育歴において両親に対し、一切の口答えが許されない育てられ方をしてきたこと、学校生活においても引っ込み思案でケンカを極力避けてきたこと、両親や親戚から欲しいものや要望を尋ねられると相手の期待に添う回答内容を考えてそれをいかにも自分の願いであるようなふりをして返答してきたこと、ようやく自分の正直な想いが話せるようになったのは短大の時で、自分によく

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

似た境遇の友人であったこと、などが話された。(2)についても、CIの育ちの影響が想定でき、父親は家族の中でしっかりとリーダーシップを発揮していたことや、母親から性役割を意識した発言が多く聞かれていたこと、などが確認された。特に、面接前半の話題について、くでは、電球交換などはNさんはされないんですか?と尋ねた時の返答が、「だって、それは男がやるものなんですから。」と、また、リーダーシップのことについても、「家長は夫なんですから。」という内容である。そこからかなり強い性役割感を抱いていることがわかり、そのことと夫の現実行動とのギャップから苛立ちを感じていることが推測された。そこで、(1)については、夫婦間においてお互いに適切な主張ができることが必要であることを考え、アサーション・トレーニングの適用を検討したが、時間的制約もあるため、簡易な実践プログラムを作成し、これをもとにイメージ面接を行いながら宿題を出していくことを提案した。また、(2)については、逆説的に考え、女性の性役割と差別問題や、ジェンダー論者の説などを紹介した上で、次のように、Coの1つの考えを提案してみた。〈それでは、今日からNさん、あなたが家長になりましょう。〉「え?」〈旦那さんに対し、あなたは家長なんだからとこれまで言ってきていないのなら、特に旦那さんにこのことを宣言する必要もありませんよね。ですから、あなたの中の考え方だけ変えればいいんです。(中略)今の世の中のいろいろな家族形態があることを考えて、別に悪くないと思うんですが、いかがですか?〉「そんなこと考えたこともないですから、正直びっくりしています。でも何をすれば……。」くでは、あなたのお父さんが家長として何をやってきたかを思い出せばいいんじゃないですか。〉そういつて、Nさんの父親が昔から家長として(あるいは男として)行ってきたことを話してもらい、どのような考え方でいるのがよいか、何が可能なのかを話し合ってみた。そこで、く旦那さんに任せてイライラするくらいなら、体力的に不可能なものを除き、自分でやってしまった方が早いしスッキリするんじゃないですか。それに、夫婦の間であなたがアドバンテージをとれることも悪くないんじゃないかと思えますしね。〉と述べて、この内容も随時宿題として取り入れていくことを提案した。以上の内容から、当面の課題として、まず、夫婦の絶対的なコミュニケーション不足を改善しながらCIに適度な主張ができるよう、夫の行動に直接影響を与えない範囲でCIの考えや行動を起こし、それをできるだけ夫に説明することから始め、徐々にアサーティブなあり方を理解していけるよう促すことを検討した。また、家長のことについては、話し合った内容から何か自分なりにできたことがあれば報告してもらおうこととした。

#6 (X年5月第4週)自分が家長(あるいは男の役割)になってみようと思つて、いろいろ見て回り、蛍光灯の交換や電気ストーブの掃除と片付け、さらには屋外の鯉のぼりの片付けなどをやってみたという。「なんだ、自分でもできるんだと思つた」ことを笑顔で話していた。このことについて、夫と話をすることができたかを尋ねたところ、言えないままであつたという。ところが、その夜、夫が家の中が片付いている様子に気づいたらしく、『そういえば、忘れてたな。』と言って門灯の電球を取り替えてくれたとのことであつた。このような取り組みは、夫

婦間のコミュニケーション及び適度な主張の良いきっかけになると思われるので、今後は自分のやったことについて、できるだけアピールすることを心がけるよう助言し、さらに継続課題とした。一方、Y児に対しては、CIが自分で家のことをやり出したことから気が紛れ、前ほどいちいち腹が立たなくなったという。しかし、先日、トイレトレーニングを始めて、うまくいかずに、つい手をあげてしまったことを話していた。

#8 (X年6月第1週) 引き続き、家で自ら試みたことを話していた。「私がやったことを夫に言ってみたら、『ありがとう』と言われた。そんなこと結婚してから言われたことがなかった。」と話す。少しうれしそうな表情が感じられた。継続課題とするとともに、CIも夫がやってくれていることには、きちんと「ありがとう」と言えるようにと追加課題を与えた。

#9 (X年6月第3週) Y児をたたくことについての訴え。CIの思い通りにいかないことが発端であるが、子どものことが嫌だなど思い始めると、産まなければよかった、結婚しなければよかった、と想いがエスカレートしていくという。その後の子どもをたたいた後の罪悪感についての言及を支持し、助言指導する。

#11 (X年7月第1週) Y児が水疱瘡にかかり、わからないながらに対応していたという。対応に困り、実家の母親にも応援要請をし、現在は落ち着いているとのことである。その間、夫も休みを取り、Y児の看病をしている中でCIの方から「ありがとう」という言葉が自然に出た事を話す。しかし、「夫を許せる気持ちになったわけではない」ことを強調する。これに対し、望ましい状況ではあるが、当方もCIが急に変わることを望んでいるわけではないことを述べた上で、むしろY児の看病にあたれたのは本質的にCIが子どもを憎んでいるわけではないということ再認識するよう助言している。

第3期：「子どもと分かり合いたい気持ちがある」(#12～#20)

第2期の終わりからY児の水疱瘡というきっかけにより、わずかながら夫婦間の前向きなコミュニケーションが生まれ、夫への要求も育児に関するものに限り、少しずつ表出できるようになる。この期からは、さらにトークン・エコノミー法の考え方を利用して、Y児をたたく行為を抑制しつつ、CI自身の健全な欲求を発現させることにより心的活性化を促すよう相談を展開させている。

#12 (X年7月第2週) 夫との関わりに変化が見られたことを受けて、久しぶりにバルーン・イメージの描画に取り組んでもらう(図3参照)。

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

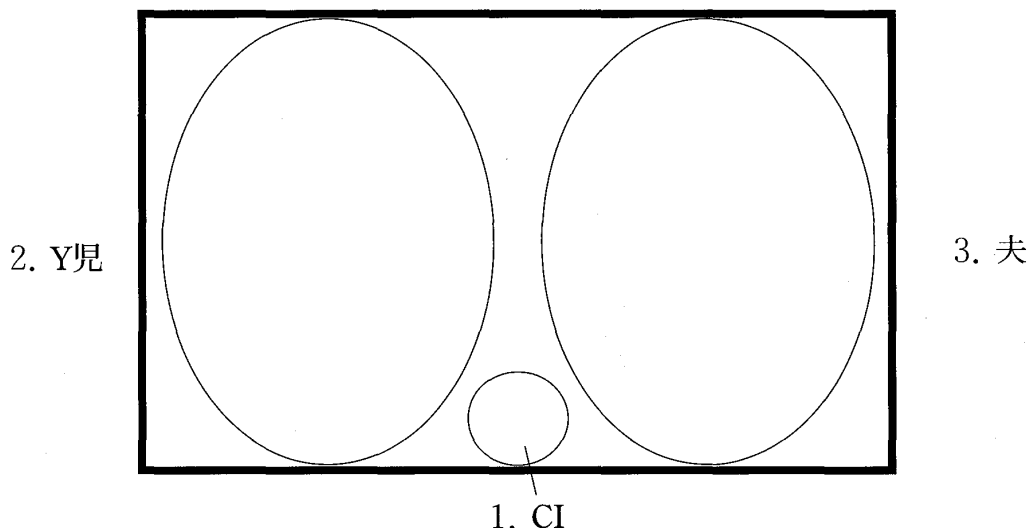


図3 第12回相談時に描かれたバルーン・イメージ

※カルテへの転記内容をもとに再現している。数字は、描画順序を示す。

「特に変わらないんですが、」と言いながら描き出す。その結果、図3のような内容となり、CI自身の風船の大きさはあまり変化していないが、Y児、夫の風船は少しだけ小さくなった様子が伺える。しかし、今回の描画で特徴的なのは、個々の風船の間に間隔が生じていることである。このことについて、CIは「(間隔が生じていることについて)意識してなかったけど、言われてみれば、うちの中で私は私という感じになることもあります。でも、子どもや夫は相変わらず重たい気がするんです。」そこで、これまでの面接の内容をふまえ、自分自身がしぼむというイメージを持ったことや、生育歴の中で自分のわがままが通ると思ったことがなかったことなどから、今後はN氏自身の心的エネルギーの充実を図ることの必要性を考え、新たな提案を行った。〈以前のNさんの絵では、自分の風船がしぼむというイメージがあったようですが、どうやら今回の絵ではそれがなさそうですね。そこで、これからはNさん自身がしっかりとふくらんでいくことが大切だと思うんです。今までやったことのないことで、何かやってみたいこと、打ち込めそうな事ってありませんかね?〉これに対し、「実はバレエが好きなんです。小学校のクラスの友達がやっていて、近所だったものですから母と一緒に発表会を見に行ったんですが、とてもきれいで、でも、私はやらせてもらえないだろうと思って、やりたいとは言わなかったんですよね。」と話していた。そこで、実現可能な内容として、初めはバレエのビデオ視聴やコンサート鑑賞などを考えていたが、以前に当相談室の来談にかかる費用の話から、経済的に余裕はあることを述べていたことをふまえ、実際に大人のバレエ教室に行ってみることを提案してみた。しかし、このままでは子どもをたたく行為については何ら具体的な手だてがないまま時間が進むことも危惧される。そこで、トークン・エコノミー法³⁾の考え方を利用し、週1回のレッスンとして、1週間のうち2度以上子どもに手をあげず、必要があれば口頭で叱るようにすることを条件とし、それが達成できれば出席してよいこととした。また、

このような理由から当面は月謝制でなく、チケット制で入会することを提案した。なお、その間の育児については、幸いT市の場合、民間託児所や市の生涯学習センターに併設されるファミリーサポートプログラムなどが充実している。この機会に他児との交流を図れることからY児にとっても良い経験になると説明した。CIはこの提案を快諾し、早速地域のバレエ教室や託児所を探すこととなった。

#13 (X年7月第4週) 希望していた条件のバレエ教室が見つかる。また、託児所については、公営の場合、利用目的や受け入れ基準が厳しいため、民間で早期教育の内容を含む子ども教室を見つけ、そこへの入会が可能となったことなどが話された。夫には子どもの習い事のことを中心に話をし、了解されたという。

#16 (X年8月第4週) バレエ教室には喜んで通っている。「生き甲斐を見つけた感じ」と話す。子どもについてはカッとなることもあるが、手をあげるのを抑えることができているし、それ以上に、「子どもが教室に行くようになってから、ずいぶん変わったような気がする」と述べていた。子ども担当Thからも、やりとりのある遊びができるようになるなど、遊び方が変わってきたとの報告を受ける。しかし、この間お盆休みがあり、N氏方の母親から、子ども教室参加について、『まだ、Y児が小さい間は家庭で養育すべきだ』と意見され、このことに何も言い返せず悔しい思いをしたこと、ましてや自分がバレエ教室に通っていることなど言えないでいることを話していた。これに対し、アサーティブな言動が実家の母親対象に可能となるのは、当然まだ無理であることから、現状を考えて、母の言うことを気にとめずそのままでよいことを説明し、このように助言している。〈だって、今のおうちの家長はNさん、あなたなんでしょ。〉

#19 (X年10月第1週) この間、CIの衝動性には波があり、例えばY児が乱暴な遊び方により扇風機で壊してしまったことで思わず手をあげてしまったことや、Y児が庭のプランターをひっくり返してしまい、その場では衝動を抑えられたが、その日の夕方、車の中でだんだん腹が立ってきて、ついにたたいてしまったことなどが話された。ただ、一方でCIの指示がY児にずいぶん通じるようになり、自分で玩具を片付けるようになったことにより、腹を立てなくてすむようになったことがあることも報告されている。

#20 (X年10月第3週) 夫の出張で4日ほど実家に帰る。Y児はCIのところには今までほとんど寄りつかず、いつも母の方ばかり行っていたのが、この時『かあたん』と寄ってくるようになったという。「今まで私が世話してやっていたのに母の方ばかり行くから、『たまにはこちらを向けよ!』と思っていたので、少しうれしかったかな。」と述べた。この頃、Y児も2語文が安定して話せるようになり、だいぶん意思疎通ができるようになったと思っているという。

第4期：「自立へ向けて」(#21～#27)

第3期の終わり頃から、子どもに対し少しずつ好意的な関わりも見られるようになってきて

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
—バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

いる。また、バレエ教室を通して日常生活がアクティブになり、心の充実化が図れている印象も受ける。さらに、夫に対しては不快感を抱きつつも家庭のことについて相談ができるようになってきている。そこで、第4期からは相談の間隔を少しずつ広げながら、CI自身で問題に対処できるよう意識付けを含めた相談を展開している。

#21 (X年11月第1週) 比較的明るい表情で来談する。バレエ教室にも順調に通っており、Coの許可により、今月から月謝制で定期的にレッスンに通うようになった。Y児に対しては、発話が増えた分、腹の立つこともあるが、Y児が時間を見て行動する様子も見られるようになり(例：子ども教室の時間になると、自分で行く準備ができる)、手間が省けるようになったという。

#22 (X年11月第3週) やや機嫌が悪い。保健師からの誘いで、児童相談所主催の「(虐待に悩む) ママの会」の座談会に参加したところ、他人のケースを聞いて腹が立ったという。「私はあそこまでじゃない。」と話していた。また、夫が休日にだらだらしていることと、パチンコに出かけることが気に入らず、もっと父親らしいことをして欲しいとも話していた。

#24 (X年12月第1週) 子ども教室の参観会に出席する。他の母親から、Y君はかわいいし元気ですねと言われる。端から見ればそうかもしれないが、CIからすれば「おちゃらけている」ように見え、まじめにやって欲しいと感じたという。

#25 (X年12月第3週) 今年最後の相談となり、面接初期の心的状況との比較を行うため、TEG検査を実施した。その結果、CPが70パーセンタイル(前回は99パーセンタイル)に、また、ACが45パーセンタイル(前回は95パーセンタイル)に低下し、エゴグラムパターンはCPとAを高位とする逆N型となった(図4参照)。

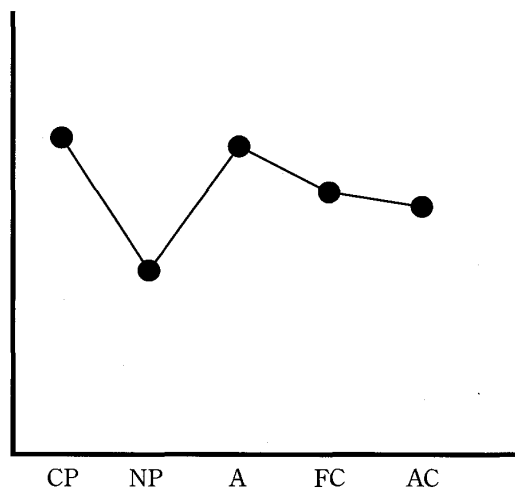


図4 第25回相談時のエゴグラムプロフィール

エゴグラムの結果については、前回との変化について確認をする事を目的にしていたため、特に逆N型の特徴を説明するようなことはせず、CPの低下から厳格性が緩やかになったこと、ACの低下から過度の協調性が緩和され、自分らしさの発現が見られるようになったことを説明し

た。CIは満足そうな様子であった。

#26 (X+1年1月第3週) 冬休みをはさみ、相談の間隔が1か月開くことにCIは当初不安を感じていたが、年始にY児が手足口病にかかり、看病をしながら気がつけば相談日に至ったという。ただし、その間にバレエの仲間との交遊がキャンセルとなり、Y児に対し腹が立ったが、すぐに、「自分の都合を考えてしまう自分が嫌だ。」と思い直したという。

第5期：「周囲とわかりあえたこと～卒業」(#28～#30)

第4期においてCIの情緒安定性が見られるようになり、子どもをたたく行為についても初期の訴えから比較すると相当減少した。夫に対しては不快感は残っているものの、初期のようにほとんど会話がないう状況から考えると、適度に主張や会話が可能になっていると思われた。相談の間隔が開くことにCIは不安を呈していたが、実際に経験してみて問題がないことを自覚できたようなので、いつでも相談終了としてよいのだが、最後に、CIの実母にバレエ教室のことを知られてしまい、CIにとって乗り越えるべき試練があと1つ現れることとなった。

#28 (X+1年3月第3週) 今にも泣きそうな表情で来談する。状況を聞くと、CIの実家の近所の方が、CIがバレエ教室に行っていることを告げたらしく、前日の夜に母親からCIへ電話があり、『子どもが小さいのに、いったい何を考えているの!』と怒鳴られたという。これに対し何の反論もできず、泣きながら電話を切ったとのことである。「せっかく毎日が楽しくなったのに。」と面接中ほぼ泣いている。しばらく、受容的対応を続けた上で、これまでほとんど自己主張ができなかったCIが夫に対しきちんと言いたいことが言えるようになったことを再認させて、母親に思い切ってこれまでであったこと、つらかったことなどを話してみるよう提案した。当然、不安があるようなので、Coとの間でロール・プレイを行い、心の準備ができれば話してみることを勧めた。その翌日、CIから電話にて報告を受ける。その日の夜、突然、母親がN宅にやってきたので、怖々ながら思い切って全てを言ってみたという。子どもをたたいてしまっていたこと、カウンセリングに1年半近く通い、相談を通して自己理解ができたこと、さらには自分が子どもの頃にどんな思いでいたかまでを話したとのことである。これに対し、母親は茫然とし、後半は母親の方が泣き出してしまったという。最後には、母親も理解し、CIの夫に頭を下げて帰って行ったとのことである。(この日以降、再来予約を行わず、本人の希望に応じて対応とする)

#29 (X+1年5月第4週) Y児の3歳児健診を前に来談する。特に変わったことはないが、Y児がわがまままで協調性が見られないことが心配であるという。

#30 (X+1年7月第3週) 機嫌良く来談する。「バレエ教室の発表会があるので来て欲しい」と言われチケットを渡される。その後、夫とも話がしやすくなり、次回の発表会に子どもを連れて見に来てくれることや、Y児が相変わらずわがままであることなどを話す。最後に、バルーン・イメージを描画してもらったところ図5のようになった。個々に同じような大きさ

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

で描かれており、適度に間隔が見られる。「もう大丈夫っていうイメージで描いてみました。」という。その後、ここまでCIが元気な気持ちを取り戻せたのは、実は夫をはじめ、周りの支えがあったことを自覚するように述べると、少々ムツとした表情を見せた。〈今日で卒業にしましょうか。〉と告げて面接を終える。

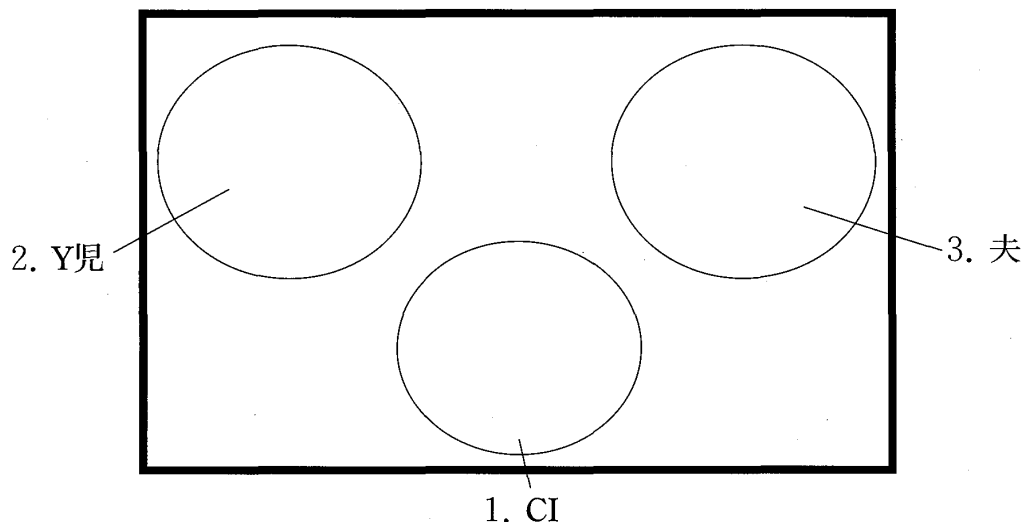


図5 第30回相談時に描かれたバルーン・イメージ

※カルテへの転記内容をもとに再現している。数字は、描画順序を示す。

3. 考察

3.1. 事例について

本事例は、育児ストレスを主訴として、子どもをたたく行為に及んでいたクライアントに対し、約1年半（30回）のカウンセリングを行い、解決に至ったケースである。初期相談において見出された具体的な問題点として、(1)育児が思い通りにいかず子どもをたたく行為に及んでしまうこと、(2)コミュニケーション不足と性役割の固定観念により夫婦間不和に陥っていること、(3)生育過程に受けた抑圧感により適切な自己主張が未だできずにいること、以上3点が考えられた。これらの問題について、CIが相談機会において十分に言語化し難い状況から、バルーン・イメージによる描画法を適用して意志表出を易化させ、CIとCoが問題点と心的状況について相互理解を図りながら必要な課題に取り組み、解決に至ることができた。この内容について、以下、各期ごとに付加説明ならびに考察を行う。

まず、第1期については、各回とも相談機関および機会が異なっており、なおかつ、インターク（導入）面接から定型的に展開される相談スタイルではないため、CIの環境や心的状況の理解が回を追う毎に深化していくものではなかった。まず、#1は1歳6か月児健診におけるオプション的な相談機会であり、1ケースあたり相談可能な時間はおよそ15・20分である。こ

の日のCIは、問診時の保健師による発達チェックでY児がきちんと回答できていなかったことから、少々取り乱した様子であった。そのため、本相談において理路整然と抱えている問題を発話できるとは考えがたく、また、本質的な内容にまで至らないことも想定できる。さらには、本事例の場合、いわゆる「つなぐ相談」となるように展開する必要があった。そこで、まず、非言語的な補助手段としてバルーン・イメージの描画法が有効な手段の一つとして活用できたと考えている。事実、後日談ながら、「絵を描くことによって、私が何に悩んでいるのかがわかりやすくなった」というコメントをCIから受けている。もちろん、これはバルーン・イメージに限られるものではないが、乳幼児健診のように不安感、警戒感が生じやすい状況下では、可視的な非言語的媒体の活用は有効であると思われる。次に、#2は乳幼児健診の再来予約相談で、これは基本的に健診時で十分に対応ができなかった場合や、短期療育教室参加後の発達確認に利用される機会である。この回において、ようやく詳細にCIの実情を聞くことができ、また、初めて子どもをたたく行為が確認された。本来ならば、ここで児童相談所、もしくはもうワンクッションとして「(虐待に悩む) ママの会」につなぐことが通例であるが、乳児健診の地区担当保健師との折り合いが悪かったために、本事例のような他のルートを利用することになる。実は、健診では保護者も過敏になっていることが多く、保健師に限らずスタッフとのささいなトラブルが起こるケースは少なくない。もちろん、どの立場のスタッフも誠意をもって取り組んでいるはずであるが、クライアント全てに受け入れられることは非常に困難である。そこで、大切なのは「どこかにつながる先がある」こと、すなわち保護者が八方塞がりにならないことなのである。これにより、本事例では、#3以降、本務校の発達教育相談室へ移管させている。そこで、この回の最初に心的状況の把握のために、イメージ描画に加えてTEG検査を利用している。これは、イメージ描画による情報のみならず、客観検査と比較することを目的としたものであるが、他に、ラポール形成の目的も含めてCIへの開示や説明が行いやすいこと、特にCI自身に自己改善意欲が見られる場合に有用であること、さらには家族療法や交流分析など、他の有用な手段に展開可能であることなどにもよる。検査の結果、エゴグラムパターンは「W」型となり、そこから一般的な解釈の1つとしてうつ傾向を心配したが、CIから面接の中で「自分を変えてみたい」という発話が何度も確認されていたこともふまえ、あえて積極的な介入を含む相談に踏み切ることとしている。後の相談における助言として「家長になってみること」や、「バレエ教室に通ってみることを提案したのも、実はこの結果に基づくものでもある。ところで、この回の最後に、バルーン・イメージに関して、イメージ操作を伴う面接を行っているが、実際には無理に内的イメージ操作を求めるものではなく、あくまでも視覚的提示を合わせたものであったことから、CIに大きな不安症状が見られるようなことはなかった。

第2期では、クライアントの夫に対する不満が主な内容であったが、生育歴の発話内容から、クライアントが父親に対し相当な敬意を抱いていたことで、夫の現実行動とのギャップに苦し

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
—バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

んでいたことが伺われた。しかも、夫はクライアントより10歳年上であったことから、依存心が生じやすかったことも否めない。一方、この時点で夫の方は妻が不満を抱いていることを漠然としか捉えておらず、具体的な妻の心情に気づきカウンセリングに通っている事実がわかったのは#12（7月）のことであった。その後、夫の協力的な対応が相当に伺い知られるようになったのであるが、不満が生じる要因は夫のキャラクターによるものだけでなく、クライアントによる適切な主張行動が自己内で抑制され、これにより夫婦間のコミュニケーションが極端に少なかったことにもよる。なお、この間のアサーションに関する助言や宿題については、DESC法の原理に基づいて、具体的に、自尊心、変更、依頼、感情の主張についてのエピソードを提供し、自分に当てはまることを想起してもらい、1週間に夫に対し何かをチャレンジしてみるという形で行っている。偶然のきっかけが手伝ったこともあるが、クライアント自身が意識できてきたこと自体に意味があったと考えている。

第3期では、夫婦間コミュニケーションの改善の兆しが見えたことを受けて、できるだけ早期に対応すべき「Y児をたたく行為」の解決について、具体的な取り組みを試みることにした。本事例で用いているトークン・エコノミー法の考え方を利用したバレエ教室の参加スタイルについては、クライアントの生活状況に関する聴取から、日中、屋内にいることが多く、その間、Y児と二人きりで過ごしており、どうしても関心がY児に向いてしまうことがあることを考慮したものである。さらに、TEGの結果からも明らかなように、厳格で完璧志向が非常に強いいため、認知変容を促すには外的リソースを活用することが虐待へのエスカレートを防ぐことにもつながると判断している。このことに関して、相場（2004）は、児童虐待に関する相談事例を通して、人間行動変容のための要因としてのカウンセリング（心理療法）はごく一部の限られた手段にすぎず、クライアントの周囲にある様々な人間関係や心理・社会的システムがあり、これらが及ぼす効果にも配慮する必要があることを述べている。バレエ教室の参加条件が、たたく行為の抑止として絶対的に機能したかは不明瞭ではあるが（当方がたたく行為や参加チケットの残部を厳密に監視していたわけではないので）、このような機会を通じてCIの精神的な余裕も見られはじめ、あわせてY児に対する見方も急激に変化してきたことが伺えた。ところで、新しい展開に進めるための判断材料として、#12においてもバルーン・イメージ描画を利用している。図3に示したように、個々の風船の間にいくぶんか間隔が確認できたことで、CIが個としての自分を取り戻せつつあるように伺われた。なお、CIは今回、この間隔について特に何も意識せずに描いたというが、これが#30のように、意識的に心情のイメージを描くものであっても別によいと考えている。イメージ描画が潜在的な心の投影であっても、非言語的手段による意識的なメッセージであっても、描画を通じてカウンセリングにおける心的状況の相互理解に資するものが利用できるのであれば良いと考えるためである。よって、図3の内容から、CI自身には、ふくらみ出す（＝心のエネルギーの充実化を図る）レディネスができていと捉え、次の新たな展開に導いている。

第4期・第5期では、CIも比較的安定しており、多少の揺り戻しはあるものの、Y児への対応や感情が今までより好意的なものになってきている。ただ、これまでの相談が本務校の休業期を除き、ほぼ週1回行われていたことから、CIに依存心が生じていることが伺えた。事実、この頃には「私がこんなに変わったのは先生のおかげなんです」と過剰に謝意を述べてくるものが多く観察された。著者は、これをCIの分離不安と捉え、段階的に相談間隔を広げながら具体的助言を避け、慣れさせることを試みた。途中、不安を呈し「週1回に戻してください。」と訴えることもあったが、あえて間隔を広げ続けることとした。このような経過を経て、卒業(=相談終了)に至っている。最後に母親との対決と和解という大きな波があったが、最終的にCI自身で乗り越えることができるまでに至っている。

3.2. 現在の育児支援制度に基づく育児相談の展開の可能性について

本研究では、乳幼児期の子どもを対象とした母子臨床のうち、乳幼児健診を中心に展開される例を紹介してきたが、目的でも述べたとおり、育児相談など子育て支援を担う機関は多くあり、それぞれの専門性をもとに相談業務に携っている。そこで、本例以外に展開される育児相談の実施機関についての概要を述べ、その実情と連携体制について比較検討する。

まず、幼稚園及び保育所は、現在、法令等によって地域の教育相談機能または子育て支援機能を有することが定められている。幼稚園については、所管が文部科学省であるため、その規定については、平成元年度改訂の「幼稚園教育要領(文部省告示第174号)」に示されている。具体的な内容は、〈第3章 指導計画作成上の留意事項2—(5)〉として、「幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。」と示されている。また、保育所については、所管が厚生労働省であるため、その規定については、「保育所保育指針(厚生省児童家庭局通知第799号)」に示されている。具体的な内容は、〈第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など—(3)〉として、「保育所における乳幼児の保育に関する相談・助言は、保育に関する専門性を有する地域に最も密着した児童福祉施設として果たすべき役割であり、通常業務に支障を及ぼさないよう配慮を行いつつ、積極的に相談に応じ、及び助言を行うことが求められる。」と示されている。このように、それぞれの根拠をもとに各幼稚園および保育所に相談窓口が設置されるようになったが、運用形態については市町村の実情に委ねられていることから、実態は地域によって大きく異なる。本事例に示されるT市の場合、施設の規模から市内68保育所のうち大規模園の14園(幼稚園隣接1園含む)に子育て支援センターが併設されている。ただ、実態としては、全国的に見ても専任職員が配置されているところはごく少数であり(藤後, 1993)、T市でも園長または主任級保育士の兼務であることが多く、通常業務が多忙な中、積極的な運用が見られるとは言い難い。また、連携のあり方についても、福祉的観点に基づく保育士の処遇指針が医学や公衆衛生学の観点とは大きく

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
 —バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

異なることから、一旦、市の所管である児童福祉の部署に連絡された上で、連携が検討される運びとなっており、その間の助言指導のあり方を考慮に入れるとユーザである保護者側の受け入れに矛盾を感じさせることが問題となりうる。経験的な知見ではあるが、経歴上、診断的処遇を取り入れやすい保健師と、福祉的な立場からやや主観的ながらも経過を見守ろうとする保育士とでは相容れない考え方が見受けられ、これが連携を困難とする要因とも考えられる。

次に、市町村によっては児童相談所が実質的に中枢機能を果たすケースも見られる。これは、例えば、乳幼児の発達に心配な点が見られるようなケースの場合、心理判定職による心理発達査定や、その後の療育手帳の発行、各種福祉制度利用のための通知など、クライアントの実生活につないでいく役割と権限を担っていることによる。しかし、この点については、市町村の保健センターなどとの分業に不明瞭が見られ、母子保健法（昭和40年法律141号）が改題されて地域保健法（平成6年法律第84号）が施行されるに伴い、保健所業務が市町村の保健センターへ委譲される中で、乳幼児健康管理のあり方と権限に混乱が生じるようになり、ユーザである保護者が相談しがたい体制がとられるようになった（森田,1999）。また、虐待等への対応についても通告を受ける機関は児童相談所であり、相談あるいは保護の権限を有するが、事件性があるなど深刻なケースが主となり、保護者からの育児不安や虐待に関する相談は実際のところ市町村の地区担当保健師に委ねられることが多い。本事例でも、第4期に児童相談所が主催する「(虐待に悩む) ママの会」座談会に参加しているが、一方で、日常の継続的な相談には応じてもらえず、対応は「冷たかった」と話していた。この部分でいわゆる「たらい回し」になるということも多く見られ、権限の見直しと明確化をふまえ、ユーザ側の観点に基づく有意義な重複と連携を検討することが課題になると思われる。

その他、医療機関などが相談の窓口になることもあるが、通常の診療との区分が曖昧であったり、個人情報管理の問題から他機関との連携が特に難しい事情などもある。このように、各機関の役割や権限、指針などの整合性が十分に考慮されていない場合では、ユーザの観点に立った相談窓口の体制作りは難しいと言えよう。

一方で、このような問題点を克服し、ユーザ側に利用しやすいよう対策を講じる自治体も見られるようになってきている。例えば、東京都清瀬市では、相談対象機関と主な相談内容例を提示している。例えば、医療機関の場合、「障害や疾病の医学的診断、産後うつ疾患や虐待の早期発見への協力」と示され、児童相談所は「虐待専門相談」が掲げられている。その他の機関については分類に曖昧が見られるが、具体的な相談内容別に機関が示されることによりユーザの混乱を多少なりとも回避できるという試みは望ましいことであると思われる。また、愛知県豊田市では、2001年度の機構改革により、乳幼児期の子どもを対象とした母子保健、福祉、教育担当の課の統合によって「子ども課」が開設され、窓口の一元化が図られている（現在は、子ども部に拡大）。これにより、ユーザが業務担当部署などに迷うことなく、適切な相談機関が紹介されるようになっている。

以上、地方行政の改革をもとに、母子臨床に関する相談機関の選択について混乱が回避される例を紹介してきた。しかしながら、情報の共有・交流についてはまだ解決するハードルが多くあり、このような改善と共にチームケアの観点から改善が急がれるべきであると考えられる。

3.3. バルーン・イメージ描画法の利用可能性について

本事例では、初期相談の緊張下において心的状況の説明を易化させる非言語的手段としてのみならず、中・長期の相談過程における心的変化を確認する方法として、バルーン・イメージの描画を利用してきた。しかし、本方法の目的は、前述の通り、あくまでもカウンセラーとクライアントとが心情などの共通理解を図り、相談を円滑に進めるためのもので、やはり、乳幼児健診時のような単回の相談、特に、時間的制約がある中での相談に有効な手段であると考えている。実際、これまでの健診時相談においても、多くのケースで本方法を利用し、クライアントの心情把握に役立ててきている。

このバルーン・イメージを解釈するにあたっては、これまでの臨床例において、大きさ、位置関係以外に、他円との距離として、接触、重複などについても参考指標としている。以下、描画内容に対する解釈の例を示す。

表2 バルーン・イメージ描画において解釈される例（初回描画の場合）

枠に接点無し	自円が大きい	実存的	自己主張	安定	食欲	不安回避	
	自円が小さい	不安定	孤独感	空虚	悲哀	絶望	
枠に接点有り		依存的	遠慮	謙虚	疲弊	逃避	内向性
他円と接触	他円と自円が同じ大きさ	協調	協同	ライバル			
	他円より自円が大きい	優位	征服	自尊欲求			
	他円より自円が小さい	圧迫	萎縮	驚異	隠避		
他円と重複		征服	排除	／ 和解	同盟	求愛	
他円との距離が大きい		拒否	敬遠	逃避	排除		

例えば、本事例における初期の描画（図1）では、最初に自円が小さく描かれ、次に子ども、夫の円が大きく描かれて自円に接触している。このように「他円との接触」がある場合、直接的な抑圧感を感じさせているようなことが伺える。事実、その後の面接で大きな抑圧感に苦しんでいたことが具体的に語られている。このように、初回の描画ではメッセージ性の高いものが非常に多い。そこで、イメージを言語化して、クライアントにフィードバックすることにより、実際に相談が進展するケースも多くある。よって、本方法にあたっては、描画内容が日常生活のどのような状況をふまえ、比喩されているかを考えてカウンセラーが言語化する点に工夫が求められることとなる。この点は、言語的フィードバックを推奨しないユング派のイメージ療法や表現療法などのスタイルとは大きく異なるところで、心理療法的な手法としては体系

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
—バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

化が難しい。なお、上記のうち、「他円と重複」している場合については、これまでの臨床例から肯定的な場合と否定的な場合の両方のケースがあり、解釈にあたっては相談の経緯を見ながら慎重さが求められる。そして、このような指標について、乳幼児健診における心理相談のみならず、様々な相談機会における描画データの収集が今後の課題となる。

一方、乳幼児健診のような単回面接にあたって用いられる他の手法について比較できる例はほとんど見られないが、保育現場における心理相談の例として、藤後（2003）による認知変容を目的としたSCT法⁴⁾があげられる。この事例では、育児の中で1歳6か月の対象児と視線が合いにくいことや言語発達が遅いことなどから、インターネット情報を見て自閉症であると思ひこみ、来談に至ったケースとして紹介されている。実際のところ、対象児は発達の変化が後発型であったにすぎないのであるが、母親が対象児に注目する行動に関して全てネガティブ・イメージとして呈することに問題があるとされている。これに対し、「私の子どもは……」の書き出しに固定したSCTを提示し、ネガティブ・イメージ（例：私の子どもは、いたずらばかりしています。）が表出された場合、セラピストがポジティブ・イメージ（例：私の子どもは、好奇心旺盛です。）を対提示することにより認知変容を促すというものである。手法としては、論理療法に類似しているが、合理性を問うものではなく、あくまでもイメージの変容を促すという点で異なっている。このような手法については、不安要因が比較的明確であり、言語化が容易な事例では単回相談であっても有効であると思われる。しかしながら、乳幼児健診などの相談時には、前述の通り、不安内容についての言語化が難しいケースが多く見られることもあり、その場合バルーン・イメージ描画法のように非言語的手段を活用する必要がある。よって、単回相談であることを念頭に相談を実施する場合、クライアントの心的状況の把握にあたり、不安内容の言語化の可能性を見極めた上で、相談手法を選択するなどの適切な運用が必要である。

さらに、本方法の利用における問題点として、クライアントがありのままをイメージ描画により表現できているか、あるいは、描画されていないストレス対象の存在をどう把握するか、ということがあげられる。福留（1992）によれば、イメージ治療の過程において、治療者の積極的な介入的イメージ提示は、患者が無理をして治療者の意図に合わせた「よい」報告をすることが往々にしてあるという。本方法においても、特に中・長期的相談の中で利用する場合、イメージ内容が単純で理解されやすい分、展開の中で本心とは異なる描写がなされることも想定されるので注意が必要であると思われる。ただし、その内容が必ずしも虚偽の反応と判断されるばかりではなく、例えば、それがクライアントの願望であったり、描画過程で急に抵抗感が出始めたと同い知ることができるようなことも実際の相談ケースであった。そのため、面接において可能な限り多様な心情把握に努めて、総合的に判断する必要がある。

最後に、風船をイメージ材料とする問題点として、クライアントによっては、「割れる」「つぶす」などの破壊的なイメージを強く抱き、これにより望ましくない心情変化や、場合によっ

ては症状を悪化させることも想定される。この点に関しては、本方法の試案検討時に、風船に対するイメージについて、大学1回生61名を対象にSCTの方法で調査を行っており、その結果、「割れる」というイメージ語は、「飛ぶ」「ふくらむ」に続き第3位（支持率31%）と、比較的上位にあがっている。このことから、イメージの誘導において、必ず教示等による配慮が必要であり、また、多くのイメージ療法と同様に、抵抗や不安を呈する場合には中断すべきである。特に、クライアントの内部でイメージが急激に深化してしまい、不安感情などが強く生じてしまう場合には注意が必要である（河合ら,1989）。その他、鬱病の兆候が見られるもの、話題の中から自己否定感が強く、自殺念慮の可能性のあるケースでは利用を控えるべきであると考えている。

4. 結 論

本研究では、現代の育児支援政策と育児相談の実情をふまえ、乳幼児健診における心理相談の立場から、相談運用のあり方についてシステムの側面と臨床的側面の両方から述べてきた。その問題点としては、まず、ユーザ側の視点にたった窓口構成の必要性があげられるが、地方行政の様々な改革が進む中、前述の東京都清瀬市のように相談にあたり症状や心配な事象を例示する方法や、愛知県豊田市のように課の統合によって窓口の一元化を図るなど、少しずつ改善の先例が築かれつつあると思われる。ただし、情報の共有・交流については解決するハードルが多くあり、チームケアの観点からさらなる改善が望まれる。また、いわゆる各機関の連携スタイルについても課題があり、これまでの多くの市町村の例を検討すると、連携依頼しやすい機関同士が固定化している「直線型」がまだまだ多く、進んだところであっても市町村の母子保健管轄の課もしくは児童相談所が中央管理機関となり、そこから各機関へ連携が及ぶ「スター型」までがほとんどである。今後はやはり、各機関がそれぞれの専門性をふまえつつも有機的に連携が図れる「ネットワーク型」の連携に及ぶことを強く望みたい。

また、上記のような現状をふまえ、乳幼児健診における心理相談の運用の実情を考えると、単回相談の中でクライアントの様々な心的状況に対応できる効果的な手法を検討しなければならないという課題がある。その中でも、特に複合的な不安要因が伺え、かつクライアント自身が心配点を明確化できていないケースが多く見られることから、その対応法の1つとして非言語的な心情理解の手法であるバルーン・イメージ描画法を考案し、これまで多くの同様のケースで利用してきている。本研究では、事例として「母親が子どもをたたく行為に及ぶというケース」を紹介し、乳幼児健診のような単回相談から何らかの継続相談へ「つなぐ」ために、心情理解にとどまらず、納得性、有用性をも考慮した言語的な即時フィードバックを含めて利用できている点を詳述している。

今後の課題としては、乳幼児健診における事例の集積により技法としての体系的な理論構築

森田：育児ストレスを主訴とする母親に対してイメージ描画を利用した育児カウンセリングの事例研究
—バルーン・イメージ描画法の導入による検討—

を進めることと、他の臨床場面における導入可能性について検討することが挙げられる。また、初期面談のみならず中・長期的な継続相談において利用する場合に、風船という媒体へのイメージや描画への取り組みに対する心的変化のとらえ方についても検討する必要があると考えている。

〈参考文献〉

- 相場幸子 2004 枠に守られた解決—虐待事例への多角的援助—. 心理臨床研究, 22, 1, 35-46.
- Anees A. Sheikh 2003 イメージ療法ハンドブック. (成瀬悟策：編) 東京：誠信書房.
- 藤原勝紀 2001 三角形イメージ体験法 東京：誠信書房.
- 福留瑠美 1992 壺イメージ療法を適用した吃音治療過程. 心理臨床研究, 9, 3, 56-69.
- 濱名 浩・辻河 優 2003 幼稚園の子育て支援としてのカウンセリング活動について(1). 日本保育学会第56回大会発表論文集, 324-325.
- 平木典子 2002 カウンセラーのためのアサーション. 東京：金子書房.
- 亀口憲治 2003 FIT (家族イメージ法) マニュアル. 東京：システムパブリカ.
- 河合隼雄 2000 心理療法第3巻「心理療法とイメージ」. 東京：岩波書店.
- 河合隼雄・水島恵一・村瀬孝雄 1989 臨床心理学大系第9巻「心理療法3」. 東京：金子書房.
- 松永愛子 2005 地域子育て支援センターの役割について—状況の多重性の中での「居場所」創出の場として—. 保育学研究, 43, 2, 52-64.
- 松本 剛 2000 イメージ表出により自己と関わった学生の事例—1年間のひきこもりを脱した後—. 学生相談研究, 21, 2, 49-58.
- 水島恵一 1985 「イメージ芸術療法」 人間性心理学大系3. 東京：大日本図書.
- 宮本知子・飯島純夫 2002 山梨県における市町村乳幼児健康診査の実態. 山梨医科大学紀要, 19, 107-112.
- 森田健宏 1999 3歳児健康診査における発達スクリーニングと発達支援の方法について. 桜花学園大学研究紀要, 2, 89-101.
- 田中昭夫 1997 育児相談に寄せられた育児の悩みの内容分析. 保育学研究, 35, 2, 102-109.
- 藤後悦子 2001 保育現場における心理相談員の役割—心理相談活動のプロスペクティブ・スタディー—. 保育学研究, 39, 2, 66-72.
- 藤後悦子 2003 保育現場における心理相談活動の事例. 保育学研究, 41, 2, 83-92.

注 釈

1) PHN

(Public Health Nurse) 保健師をさす。カルテ用語として使用されることが多い。本論では、事例を直接引用しているため、本語をそのまま使用している。

2) TEG

(Tokyo university EgoGram) 東大式エゴグラム検査をさす。心療内科などの医療現場や教育の場で利用実績がある交流分析理論に基づいた心理検査である。エゴグラムでは、心の状態を、CP (Critical Parent)、NP (Nurturing Parent)、A (Adult)、FC (Free Child)、AC (Adapted Child) の5つの属性から捉え、心のバランスや対人場面において発現されやすい性質を見出すことができる。

3) トークン・エコノミー法

行動療法の1つの手法で、適切な反応に対して仮の報酬(トークン)を与えて強化を促し、トークンが一定の数量に達した場合、物品と交換したり、ある行動を許可したりするという方法である。

4) SCT

(Sentence Completion Test)文章完成テストをさす。文の書き出しのみが示され(例:私の失敗……)、その言葉を見て頭に浮かんだことを書くというスタイルで全60項目から構成される投影法性格検査である。本来はこの検査そのものをさすが、心理学領域の調査研究において、このような形式を用いて想起されるイメージのデータを収集することが多く行われているため、この手法を総称してSCTと呼ばれることが多い。

※付記 研究上の利用について承諾いただいていたクライアントに、ここに記して感謝申し上げます。なお、本論で紹介されている事例については、プライバシー保護の観点から、解釈上支障のない部分について一部改変している。